

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

広島市長 松井 一實

市町村名 (市町村コード)	広島市 (34100)
地域名 (地域内農業集落名)	佐伯区 (半坂、原田、平岩、上中、下講、中講、神原、笹利、上沖、下沖、下中、湯戸、下河内、荒谷、下城、中郷、魚切、白川、大杉、古野、野登呂、小深川、門前、中村、保井田、寺地、寺田、利松、高井、中地、倉重、千同、坪井、三宅、屋代、佐方、下伏、大野、北谷、伏郷、大畑、小伏原、下川角、日浦畑、大古谷、葛郷、土井、木末、峠、古塚、中川角、下重光、上重光、八幡原、河内原、赤土地、大山、下鹿道、上鹿道、桐、和田1、和田2、和田3、和田4、上麦谷1、上麦谷2、下麦谷、上五原1、上五原2、下五原1、下五原2、久日市、宇佐、津伏、大谷、雲出、上本多田、中本多田、下本多田、小多田、志井、弥平谷、来ス根、日入谷、湯来、向井谷、上打尾谷1、上打尾谷2、下打尾谷1、下打尾谷2、下打尾谷3、田布、中倉、粟柱、志割、中組、石ヶ原、黒谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年9月8日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業振興地域では、農業生産条件の不利な中山間地域を多く抱えている一方で、ほ場整備地区を中心に、水稻や野菜、畜産業等の生産が効率的に行われている。

都市地域では、経営規模が小さいため効率化が難しい一方、生産地と消費地が近い優位性を活かし、主に直売所向けの水稻、野菜等の生産が行われている。

どちらの地域も、生産者の高齢化が進んでおり、後継ぎも不足している。一方で、ほ場整備地を除き、一筆当たりの農地が狭小で、地権者が多人数にわたり、集約化が難しい状況であることから、経営規模の拡大を希望する農業者は少ない。さらに、サル、イノシシ等の鳥獣による農作物の被害が高止まっている。こうしたことから数年後には維持・管理できない農地の増加が予測される。

【地域の基礎的データ】出典:農林業センサス(2020年)

総農家数:1,031戸 基幹的農業従事者数(うち65歳以上の割合):285人(80%)

認定農業者数:15経営体 認定新規就農者数:3経営体 地域の主たる生産品目:水稻・野菜・酪農・肉用牛

(2) 地域における農業の将来の在り方

防除・駆除・環境整備による鳥獣被害防止対策や栽培新技術等の導入支援などにより、効率的かつ安定的な経営環境の整備を進める。

また、経営規模の拡大を希望する農業者だけでなく、公益財団法人広島市農林水産振興センターの農業研修修了者など、他産業並の所得や小規模での販売を目指す新規就農希望者などに対し、営農条件に応じた農地の集積、集団化を進めることにより、農地を利活用する多様な担い手を確保・支援する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	586.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	586.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針

担い手等に対し、農地中間管理機構を活用した農用地の賃借等を進め、農用地の集積、集団化を図る。

(2)農地中間管理機構の活用方針

広島市農業委員会、公益財団法人広島市農林水産振興センター、農業協同組合等と連携し、地権者の貸付意向と担い手等の借受希望を調整することで、手続きの円滑化を図る。

(3)基盤整備事業への取組方針

担い手の要望を踏まえ、広島市小規模農地整備事業の活用を適宜検討する。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外からの新規就農希望者に対し、就農の相談や農地の斡旋、地域への定着支援までを一体的に取り組む。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内外の担い手等への農作業委託の取組みを促進し、遊休農地の発生を防ぐ。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策として、追い払いや防除柵設置等の啓発・支援を行い被害の拡大を防ぐとともに、駆除を行う。また、町内会等を巻き込んだ里山整備の支援等による環境整備を推進する。

②有機栽培や減農薬栽培による、環境への負荷を出来る限り低減させる農業生産を適宜進める。

③ドローンによる農薬散布といった機械化の推進や情報通信技術の活用により、農作業の負担軽減や効率化を進める。

⑦中山間地域直接支払制度を利用した地域の農地の管理・保全に努める。